

ネットとうほく2019 (検) 第1号-2

2019年(令和元年)11月28日

東京都渋谷区初台2-31-6 メインステージ初台302

光井製薬株式会社

代表取締役 生田博之 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 申入書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)からの、本年8月8日付照会書に対し、本年10月3日付で回答書をいただき、ありがとうございました。回答書の項目ごとに、当団体の見解を述べるとともに、下記1、5、6記載の事項を申入れいたします。

### 1 照会事項1について

RED-UPのギガ得コースの広告について、「4回の継続に満たない途中での解約は単品購入への変更となり差額の支払いが必要となる」旨を最終確認画面に掲載いただいたことを確認いたしました。しかし、当団体からの指摘は、上記の表示(打消表示)が、「1回目 税込み・送料無料! 初回なんと100円(税込)」等の表示(強調表示)に比べると、文字のポイントが半分以下であり、消費者が初回だけでも100円(税

込)で購入することができる」と誤解して申し込みをする危険性を払拭するには不十分であり、現在の表示は「商品・・・の取引条件について・・・実際のもの・・・よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」(景品表示法第30条1項2号・有利誤認表示)に該当するものと考えられます。したがって、最終確認画面に表示がなされれば十分と言えるものではなく、誤解を招かない広告表示に改められるべきです。

つきましては、上記強調表示に続けて、ないしは強調表示に近い箇所に、少なくとも強調表示の文字の半分以上のポイント数で、打消表示を掲載いただくよう申入れいたします(貴社のホームページを見ますと、既に上記のような表示がなされているように見受けられますが、インターネット上の広告には打消表示が十分でないものも見受けられますので、貴社の管理の下で行われている広告につきましては、打消表示の徹底を求めます)。

## 2 照会事項2について

「4回の継続に満たない途中で解約は単品購入への変更となり差額の支払いが必要となる」旨を最終確認画面に掲載いただいたことを確認いたしました。

## 3 照会事項3について

特典5が終了し、それまでの購入者向けの表示が削除されていることを確認いたしました。

## 4 照会事項4について

最終確認画面に「お客様のご都合による返品はお受けできない」旨の表示を掲載いただいたことを確認いたしました。

## 5 照会事項5について

ホームページ ([https://perfect-redup.com/smp/shopping/lp.php?p=redup\\_bea1&acd=abcbg&gclid=CjwKCAiA8K7uBRBBEiwACOm4d8LvEBQWn77OGburla6JPH3qz](https://perfect-redup.com/smp/shopping/lp.php?p=redup_bea1&acd=abcbg&gclid=CjwKCAiA8K7uBRBBEiwACOm4d8LvEBQWn77OGburla6JPH3qz))

PEDNxnWd91D-GEpsWZvwfCQ43i8RRoCOUYQAvD BwE)を確認したところ、現時点においても、「愛飲者からの歓喜の声」の広告が掲載されておりますが、今後も商品購入者の体験談を載せる場合には、消費者庁が公表している「打ち消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」に基づき（i）被験者の数及びその属性、（ii）そのうち体験談と同じような効果、性能等が得られた者が占める割合、（iii）体験談と同じような効果、性能等が得られなかった者が占める割合等を明確に表示することを申入れいたします。上記の（i）ないし（iii）のような表示が併記されていない場合には、「商品・・・品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると・・・示す表示」（景品表示法第30条1項1号・優良誤認表示）に該当いたします。したがって、貴社からの回答書に従い「愛飲者からの歓喜の声」の広告を削除するよう申入れいたします。

## 6 照会事項6について

最終確認画面に「当商品は・・・栄養補助食品であり、当商品の摂取のみで効能を得られるものではない」旨の掲載がなされていることを確認しました。しかし、当団体が指摘した、RED-UPの主成分とされている「HMB」「BCAA」「マカ」「赤ガウクルア」「ガラナ」「アルギニン」「シトルリン」について、運動なしでの筋肉増強という効能を裏付ける研究報告やデータがないのであれば、最終確認画面への表示のみでは、消費者が誤解をして申し込みをする危険性を払拭するには不十分であり、当該広告表示は優良誤認表示に該当すると評価せざるを得ません。つきましては、「当商品は・・・栄養補助食品であり、当商品の摂取のみで効能を得られるものではない」旨の記載をHPの広告中にも、少なくとも広告表示の文字の半分以上のポイント数で併記いただくよう申入れいたします。

貴社が上記のような対応を実施しない場合には、RED-UPの主成分の効能に関する表示を停止することを申入れます。

以上の申入れに対する貴社のお考えについて、ご回答をいただきたく存じます。つきましては、本書面到着後2ヶ月以内を目処に、上記連絡先宛に文書にて回答をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表及び今後の進め方については、前回お送りした「公表ルール」に沿って対応させていただきますことを申し添えます。

以 上